

# 広島県東部運転免許センター施設内 支柱及び壁面広告掲載事業募集要領

[令和4年度一般競争入札]

- 申込受付期間（入札参加資格申請期間）

令和4年8月1日(月)から

令和4年8月12日(金)まで

- 入札日

令和4年8月31日(水)

広島県警察本部総務部施設課

# 目 次

申込みから広告掲載までの流れ	1
広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業募集要領（一般競争入札）	2
1 募集概要	2
(1) 募集事業名称	
(2) 貸付施設の概要	
(3) 募集の仕様	
(4) 貸付期間（広告掲載期間）	
(5) 募集価格	
(6) 契約の方法等	
(7) 貸付料	
2 入札の方法等	3
3 使用する言語，通貨及び単位	3
4 入札の日時等	3
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
5 入札参加資格	3
6 入札参加に関する留意事項	4
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
7 入札までのスケジュール	5
(1) 入札参加資格（入札申込み）の確認	
(2) 広告掲載募集要領等に関する質問の受付及び回答	
8 契約手続	6
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
(3) 連帯保証人	
9 貸付料の支払方法	7
10 その他の留意事項	7

## 申込みから広告掲載までの流れ

### ① 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和4年8月1日（月）から8月12日（金）まで  
午前9時00分～午後5時00分（ただし、正午から午後1時までを除く。）  
※ 土曜日、日曜日及び休日は受付を行いません。  
受付場所：広島県警察本部総務部施設課企画第二係（広島市中区基町9番42号）

### ② 本広告掲載募集要領に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和4年8月1日（月）から8月25日（木）まで  
午前9時00分～午後5時00分  
※ 土曜日、日曜日及び休日は受付を行いません。  
回 答：令和4年8月29日（月）  
※ 質問に対する回答は、広島県警察ホームページにおいて公表します。

### ② 入 札

日 時：令和4年8月31日（水）午前10時30分  
場 所：広島県庁舎東館（広島県警察本部）12階入札室（広島市中区基町9番42号）

### ④ 契約説明

開札終了後、引き続き落札者に対して契約内容を説明します。

### ⑤ 契約の締結

契約締結期限は、落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）以内です。

### ⑥ 契約金の支払い

契約金の支払方法は、広島県が発行する納入通知書により金融機関に納付していただきます。

### ⑦ 広告掲載準備期間

契約締結の日から令和4年10月31日まで  
※ 掲載を行う広告の内容等については、事前に広島県警察本部総務部施設課の承認を要します。

### ⑧ 広告の掲載

令和4年11月1日から、広告を掲載していただきます。

# 広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業 募集要領（一般競争入札）

広島県（以下「県」という。）では、県が保有する資産を民間事業者等の広告媒体として有効活用することにより、新たな財源を確保し、地域経済の活性化を図ることなどを目的に、広島県東部運転免許センター施設内の支柱及び壁面を活用した広告掲載事業者を募集します。

この広告掲載の募集及び選定は、広告取扱業を営まれる法人（以下「広告代理店」という。）を対象に、一般競争入札により行います。

広告掲載を希望される広告代理店の方は、この要領のほか、「広島県広告取扱要綱」、「広島県広告取扱基準」、「広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業契約書（案）」（以下「契約書（案）」という。）及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

## 1 募集概要

### (1) 募集事業名称

広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業

### (2) 貸付施設の概要

施設名称	広島県東部運転免許センター
所在地	福山市瀬戸町山北54番地2
広告媒体	支柱及び壁面広告
開庁日	日曜日（祝日と重なる場合を含む。）から金曜日まで （土曜日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日までを除く。）
年間利用者数	過去3年間の平均 延べ約12万人 ※各年により利用者数の増減変動があります。
主な利用者	運転免許更新者、運転免許試験受験者等
備考	各種講習等会場としても利用

### (3) 募集の仕様

別添「仕様書」のとおりです。

### (4) 貸付期間（広告掲載期間）

令和4年11月1日から令和8年10月31日まで（4年間）

※貸付期間中における広告内容の変更は可能です。

### (5) 募集価格

掲載期間中の広告掲載料は、1,584,000円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

### (6) 契約の方法等

ア 支柱及び壁面広告を設置するための県有財産の賃貸借であり、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。）によるものとし、契約の更新はありません。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、県において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。

ウ その他、広告掲載事業者が県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

(7) 貸付料

貸付期間（広告掲載期間）中の貸付料は、落札価格とします。

## 2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します（支柱及び壁面を一括して入札します。）。

## 3 使用する言語、通貨及び単価

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

## 4 入札の日時等

(1) 入札の実施

入札日時	令和4年8月31日（水） 午前10時30分
入札場所	広島県庁舎東館（広島県警察本部） 12階入札室 （広島市中区基町9番42号）

※駐車場は用意しておりません。公共交通機関を御利用ください。

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

(3) 入札書を郵送する場合

(1)の入札日の前日までに、7-(1)-アの提出先へ郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限り、）してください。郵送する際は、二重封筒としてください。入札書を入れて密封した中封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きし、割印を行った後、当該中封筒を入れた外封筒の表面に「8月31日開札・広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業入札書在中」と朱書きしてください。

## 5 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等によって、「56A広告・広報」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 広島県内に本社，支社，営業所等を有するものであること。
- (7) 法人格を有する団体であって，広告取扱業務（いわゆる広告代理業務）について十分な業務遂行能力を有し，適正な業務執行体制を有すること。
- (8) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札保証金

免除します。

### (2) 入札の無効

次に該当する場合は，その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理人を兼ね，又は2人以上を代理して入札したとき。
- カ 入札者が連合して入札したとき，その他入札に関して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

### (3) 入札の執行

- ア 代理人が入札する場合には，入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし，別途，有効期間の記載のある委任状を作成されており，当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該委任状によることも可能です。
- イ 入札執行中における入札辞退は，入札辞退届又はその旨を記載した入札書を，入札執行者に直接提出してください。
- ウ 入札執行中は，入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入は禁止します。
- エ 入札執行中は，入札者の私語，放言等を禁止します。
- オ 入札室には，入札に必要な者以外は入室できません。
- カ 入札書類は，広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業様式集（以下「様式集」という。）の入札書（様式第1），入札辞退書（様式第2），委任状（様式第3。前アのただし書きの場合を除く。）を使用してください。

### (4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には，貸付期間中（令和4年11月1日～令和8年10月31日）の貸付料の総額を記載してください。

また，消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は，その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載してください。

(5) 入札者の持参するもの

- ア 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した印，代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
- イ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- ウ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

- ア 開札は，入札後直ちに，入札者の立会いの下で行います。
- イ 落札者は，次の方法により決定します。
  - (ア) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
  - (イ) 開札の結果，落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは，施行令第167条の9の規定により，その場で直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは，これに代えて，当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に，落札者があるときはその者の名称及び金額を，落札者がないときはその旨を，開札に立ち会った入札者に知らせます。

## 7 入札までのスケジュール

(1) 入札参加資格（入札申込み）の確認

この入札に参加を希望される方は，事前に入札参加資格の有無について県の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出

受付期間	令和4年8月1日(月)～令和4年8月12日(金) 午前9時00分～午後5時00分（ただし，正午～午後1時を除く。） ※ 土曜日，日曜日及び休日は受付を行いません。
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第4）に必要事項を記入・押印し，誓約書（様式第12）を添付して，持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は，上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注） 郵送等とは書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限ります。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2268（企画第二係）

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は，確認申請をされた方に対して令和4年8月17日（水）までに書面により通知します。

#### ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求められます。

受付期間	令和4年8月18日(木)～令和4年8月22日(月) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。) ※ 土曜日及び日曜日は受付を行いません。
提出方法	説明要求の書面(様式自由、要代表者印)により、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注) 7-(1) ア に同じ。
提出先	7-(1) ア 提出先に同じ。
回答期限	令和4年8月24日(水)

#### (2) 広告掲載募集要領等に関する質問の受付及び回答

##### ア 質問の受付

受付期間	令和4年8月1日(月)～令和4年8月25日(木) 午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く。) ※ 土曜日、日曜日及び休日は受付を行いません。
提出方法	様式集の募集要領等に関する質問書(様式第5)に記入の上、持参又は郵送等により提出してください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注) 7-(1) ア に同じ。
提出先	7-(1) ア 提出先に同じ。

##### イ 質問への回答の公表

提出された質問への回答は、令和4年8月29日(月)までに広島県警察ホームページにおいて公表します。

## 8 契約手続

### (1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日(県の休日を除く。)以内に、別添「契約書(案)」に基づき、県と広告掲載の契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願(様式第6)を県に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書は3通作成し、連帯保証人を含め、各自その1通を保有するものとします。

### (2) 契約保証金

免除します。

### (3) 連帯保証人

ア 広島県公有財産管理規則(昭和39年規則第31号)第32条(同条を準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人を立ててください。(連帯保証人の資格を欠くに至ったときは、新たな連帯保証人が必要となります。)



イ 契約締結前までに連帯保証人届（様式集第11）を提出してください。なお、提出にあたっては、連帯保証人の印鑑証明書及び住民票記載事項証明書（マイナンバーは省略してください。）又は法人の登記事項証明書を合わせて提出してください。

ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結年度の翌年度の貸付料相当額とします。

エ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

## 9 貸付料の支払方法

(1) 落札者は、広島県が指定する日までに、年度ごとに発行する納入通知書により納入しなければなりません。なお、各年度の納入金額は月割とし、端数がある場合は初年度に納入するものとします。

(2) 契約締結後、貸付料の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

(3) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞料を加算して広島県に支払っていただきます。

## 10 その他の留意事項

(1) 広告事業関連規定の遵守

県と本件広告事業に関する契約を締結した広告掲載事業者は、本要領のほか、広島県広告取扱要綱、広島県広告取扱基準、仕様書及び契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 掲載方法等

具体的な掲載方法等については、県と広告掲載事業者が協議の上、決定します。

(3) 広告掲載に係る経費

広告主の募集、広告の設置、撤去及び維持管理並びに原状回復に関する一切の経費は、全て広告掲載事業者の負担とします。

(4) 広告掲載承認等

広告の掲載に当たっては、広告掲載承認申請書（様式第7）に契約を行う相手方から提出させた誓約書（様式第10）と広告の原稿を添えて県に提出し、事前に承認を得る必要があります。また、承認を得た広告の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続きが必要です。

(5) 広告掲載の中止

広告掲載事業者は、自己の都合により広告掲載を中止することができますが、その際は、様式集の広告掲載中止申出書（様式第8）を広告掲載を中止しようとする日から起算して30日前までに提出して、県の承諾を得るものとします。

なお、広告掲載の中止、契約期間の満了等により貸付場所を県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第9）を提出して県の承諾を得るものとします。

(6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、原則として返還いたしません。

(7) 広告掲載事業者の責任

ア 広告掲載事業者は、広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとします。

イ 広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、広告掲載事業者の責任及び負担において解決するものとします。